

議案第 5 号

訴訟上の和解について

下記のとおり訴訟上の和解をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 5 月 15 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

相手方 (被告)	神奈川県川崎市高津区末長 3 丁目 3 番 17 号 株式会社富士通ゼネラル
事件番号及 び事件名	和歌山地方裁判所 令和 4 年 (ワ) 第 540 号 損害賠償請求事件
事件の概要	平成 25 年 10 月 25 日に執行した「通信指令共同整備指令システム構築委託業務」の制限付一般競争入札において談合があったことが判明し、これまで市（原告）は落札者である被告に対して損害賠償金の請求をしてきたが、被告は支払いに応じないため、令和 4 年 12 月 22 日、和歌山地方裁判所に損害賠償請求事件として訴えを提起した。
和解の概要	1 被告は、原告に対し、本件解決金として、7225 万 6955 円の支払義務があることを認める。 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和 5 年 7 月 24 日限り、原告指定の口座まで振り込む方法により支払う。振込手数料は被告の負担とする。 3 原告は、その余の請求を放棄する。 4 原告及び被告は、本件に関し、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。 5 訴訟費用は各自の負担とする。